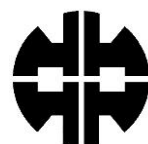


中之条町共創のまちづくり補助金 申請の手引き



中之条町地域共創課



1. 中之条町共創のまちづくり補助金の目的

人口減少、少子高齢化が進む中、中之条町においても、社会課題・地域課題はますます複雑化・多様化しており、行政・町が保有する資源だけを使った課題解決が難しくなっています。

将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するためには、町の暮らしに関わる町民、企業、団体、学校、行政などの様々な主体が、それぞれの役割を担い、みんなで地域を運営していく戦略的かつ時代に合った「地域経営」が必要になります。

そのためには、多様な主体が連携し、ビジョン・課題を共有した上で、その対策を考え、前例にとらわれない発想や新しいアイデア・意見を出し合いながら、共に地域課題の解決に向けて協働し、新しい価値を生み出す「共創」による「まちづくり」を推進し、地域の紡ぎ手となる人々が中心となって「まちづくりの原動力」となり活躍することで、地域の魅力を創り出し、「住み続けられる」「住みたい」中之条町を目指します。

「中之条町共創のまちづくり補助金」は、地域団体や町民活動団体等（以下「団体」という。）などが主体となり、町と協働で実施する地域課題の解決に向けて実施する事業や地域としての新しい魅力を創る事業のスタートアップに補助を行うもので、補助金を活用して立ち上がった事業が、自立を見据え継続していくことを目指し、持続可能な地域づくりを応援します。

Point

地域団体、町民活動団体、NPO法人などの**団体**が**行政**（中之条町）と協働して、地域課題への解決に向けて実施する事業や地域としての新しい魅力を創る公益性が高い事業への補助制度。



２．対象となる事業

補助対象団体	・ 行政区、地域運営組織等の地縁を基礎とする地域団体 ・ 公益的な活動を行う町民活動団体 ・ 特定非営利活動法人 ・ その他町長が認めた団体
補助対象	・ 申請者からの提案に基づき、町と協働で実施する地域課題の解決に寄与する事業で、①～③のすべてを満たす事業 ①町における社会問題や地域課題の解決等に寄与する事業であり、継続的に取り組む必要がある事業 ②町の総合計画、総合戦略及び各計画に掲載した取組（ビジョン）の実現を図る事業 ③町が実施している他の制度による補助金及び助成金など補助を受けていない事業
補助率	補助対象経費の１０分の１０以内 （事業収入は控除する。１,０００円未満の端数は切り捨てる。）
補助限度額	１００万円（１事業１年度あたり）
補助年数	最大３カ年（連続して３年を限度とする）
補助限度額	１事業１年度あたり１００万
注意点	３年を経過した後の事業の継続については、協働先の所属との調整になります。

補助の対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は、補助対象外です。

- （１） 政治、宗教活動を目的とするもの
- （２） 営利を目的とするもの
- （３） 公序良俗に反するもの
- （４） 施設等の建築又は整備を主たる目的とするもの
- （５） 学術的な研究のみを目的とするもの
- （６） 町の既存事業で十分に対応できているもの
- （７） 既存事業の経費に充てるもの
- （８） その他町長が適当でないと認めたもの

3. 補助金の対象となる事業

補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業を遂行するために必要な経費が対象です。

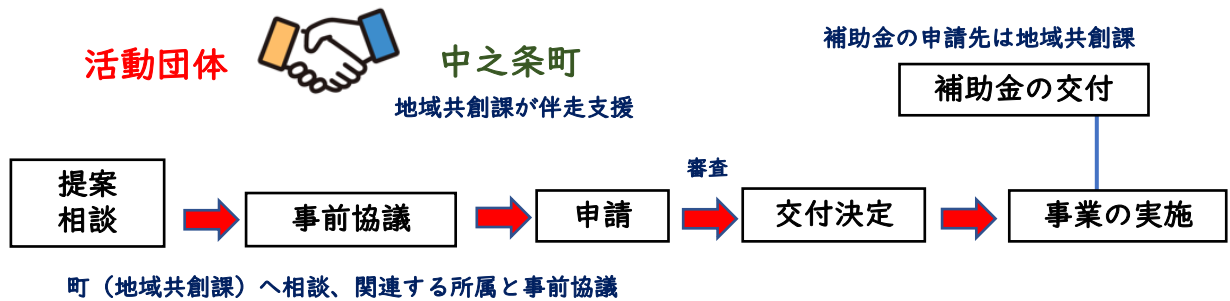
区分	例示
報償費	講師、協力者への謝金等
旅費	事業実施に必要な移動交通費等
需要費	消耗品（単価１万円未満の物品） 燃料費、印刷製本費
役務費	通信運搬費（郵便料、送料など） 広告料（各メディアを利用した広告宣伝費など） 手数料（対象経費に係る振込手数料など） 保険料（イベント保険料など）
委託料	事業の実施に必要な費用（内容を明示すること）
使用料及び賃借料	運営上必要とされる機材の賃借に要する費用 （会場使用料、駐車場使用料、有料道路使用料等）
工事請負費	事業の実施に必要な費用（内容を明示すること）
備品購入費	事業の実施に必要な備品

補助金の対象にならない経費

以下の費用は、補助対象外となりますのでご注意ください。

- （１） 団体の管理、運営に要する経常的な経費
- （２） 団体の構成員に対する経費
- （３） パソコン、カメラ等の他事業においても使用可能な汎用性の高い備品の購入費
- （４） その他町長が適当でないと認めた経費

4. 申請手続き



(1) 提出先

中之条町 地域共創課 企画・デジタル戦略係
中之条町役場2階
住所：〒377-0494 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091
電話：0279-75-8837
メール：ki_chousei@town.nakanojo.gunma.jp

(2) 提出方法

受付時間：月曜日から金曜日（土日祝日年末年始は除く）
午前8時30分～午後5時15分
※メールの場合は随時受け付けています。
※**申請は必ず事業実施前**に行ってください。事業実施後の受付はできません。

(3) 提出書類

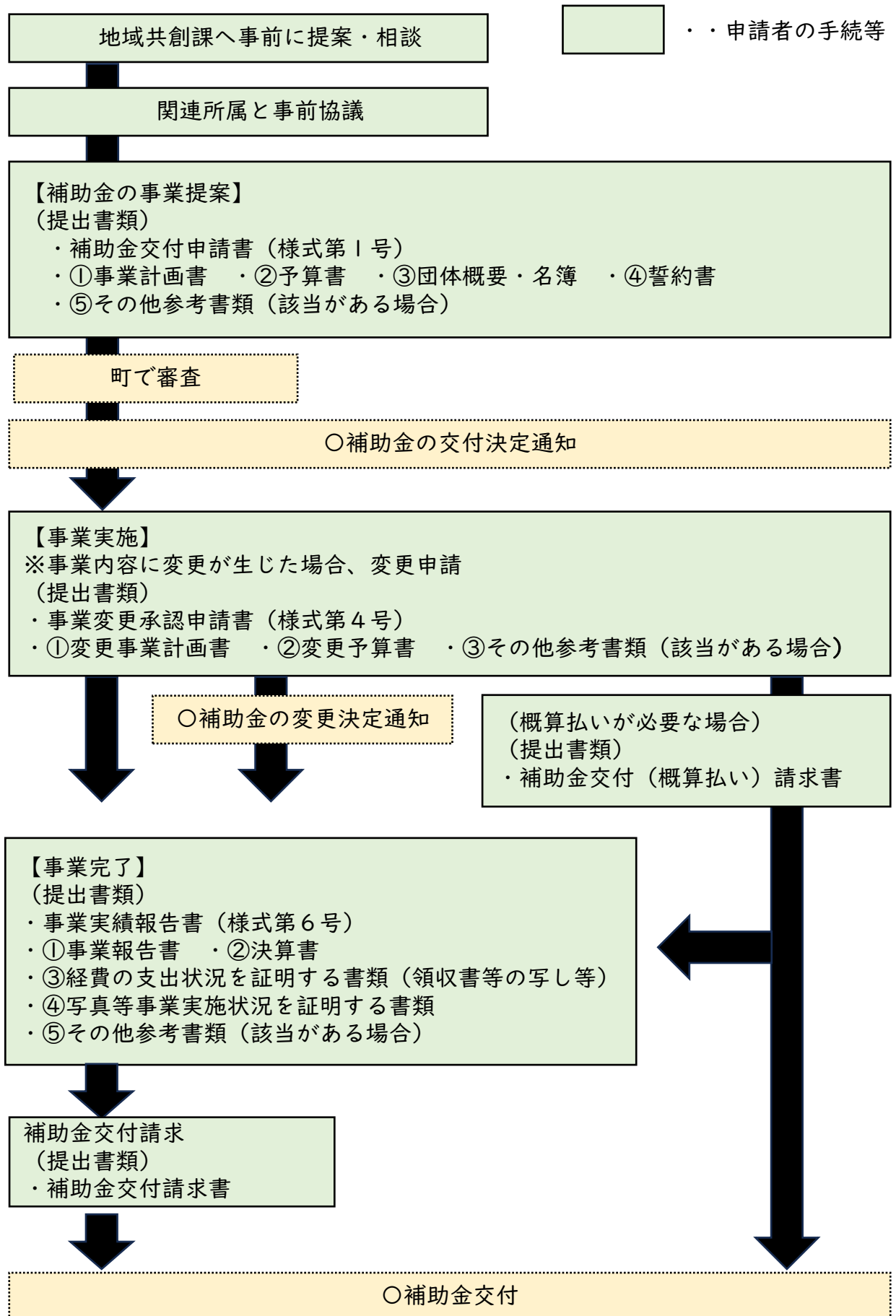
※様式は中之条町ホームページからダウンロードできます。
（①③⑤については、任意様式でも可。）

- ・中之条町共創のまちづくり補助金交付申請書（様式第1号）
- ・①事業計画書 ・②予算書 ・③団体概要・名簿 ・④誓約書
- ・⑤その他参考書類（該当がある場合）

(4) 注意事項

- ・補助金の交付を受けられるのは、年度内1団体につき1回までです。
- ・継続して補助金の交付を希望する場合も、毎年度申請が必要です。
- ・複数の団体から類似した事業の提案があった場合には、決定額を調整させて頂く場合があります。
- ・審査の結果、決定額の減額や不交付となる場合があります。
- ・**令和7年度の申請締切は、令和8年1月9日（金）です。**

5. 事業実施の流れ



5. 審査について

補助金申請がされた事業は、「中之条町共創のまちづくり補助金審査委員会」により審査を行い、審査結果を基に補助金の交付可否を町長が決定します。

(1) 審査方法

書類審査（非公開）

(2) 審査基準

以下の審査項目に基づき審査しますので、参考にしてください。

項目	ポイント
総合計画、総合戦略、各種計画との関連	・実現を図る事業であるか ・協働・連携により相乗効果が期待される事業であるか
地域性	・地域課題に対応した内容であるか ・地域の実情やニーズに即した内容であるか ・地域資源や地域の魅力を活用した内容であるか
公益性	・地域社会に貢献する内容であるか ・公益性が高く、解決の求められている課題であるか ・町民サービス・事業効率は向上するか ・地域社会、町民にとって必要性、重要性が高い内容であるか
発展性・モデル性	・他分野、多方面に効果が及ぶと見込まれるか ・他団体のモデルになる事業であるか
継続性・実現性	・費用は適切に算出されているか ・事業の実施方法、実施体制、実施スケジュールは適切か ・補助金終了後に、継続、発展可能な事業であるか ・継続的に事業を実施することができる組織であるか ・役割分担は適切であり、それぞれの特性を生かした役割分担であるか ・予算と事業成果の費用効果が十分に認められるか（2年目以降） ・昨年度と比較して、事業の自立に向けて工夫されているか
新規性	・新しい視点・方向性があるか（2年目以降） ・昨年度の事業内容から、さらなる発展がみられる事業であるか

6. Q&A

Q 1. 事業の繰り越しはできないか？
A 1. 年度の繰り越しはできません。当該年度3月末までに支払いが完了した経費が対象となります。申請内容と関係しますので、できるだけ早い段階で地域共創課企画・デジタル戦略係へご相談ください。
Q 2. 申請者は誰でも良いのか？
A 2. 団体であれば任意の団体でも可能ですが、個人は不可です。
Q 3. すぐに申請してもよいのか？
A 3. まず、相談の上、事前協議を行ってください。事業内容のヒアリングの他、書類手続きについてのご相談にも対応します。
Q 4. 補助事業の実施期間は？
A 4. 補助事業に係る収入及び支出の対象期間は、補助金交付決定日から当該年度3月末までの間とします。
Q 5. 参加者の負担金や販売収入（事業収入）がある事業でも対象となるのか？
A 5. 申請事業に事業収入がある場合も対象となりますが、事業収入を控除して補助金の算定を行います。なお、町の実施している他の制度による補助金及び助成金などの補助を受けている事業は対象となりません。
Q 6. 既存施設の維持管理費や団体の人件費などの経常的な経費に充当してよいのか？
A 6. 既存事業の経費に充てるなど恒常的な財源不足への補填的な充当はできません。事業内容により、必要と判断される場合は対象となります。
Q 7. 事業のスタート段階で手元に資金がない。補助金の概算交付を受けたいが可能か？
A 7. 可能です。概算交付を受けたい場合は、交付決定後、地域共創課企画・デジタル戦略係までご相談の上、概算交付請求手続きを行ってください。
Q 8. 補助対象外の団体の構成員に対する経費とはなにか？
A 8. 構成員の飲食に係る経費などが該当します。事業経費として支出しても構いませんが、補助対象経費からは除外してください。
Q 9. 営利法人の場合、当該法人の主たる事業に対する補助金は認められるか？
A 9. 営利を目的とする事業は、対象外となります。地域おこしを目的として地域住民・地元企業の出資で法人を設立する場合（合同会社など）は、補助金の申請対象となる場合があります。 詳細は、地域共創課企画・デジタル戦略係までお問い合わせください。